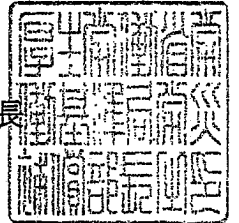


基勞発第0226001号
平成16年2月26日

労働福祉事業団理事長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部長



援護業務の廃止等について

援護業務（労災援護金、自動車購入資金貸付、在宅介護住宅資金貸付、労災年金担保資金貸付）については、制度創設以来、多くの被災労働者に利用されてきたところですが、労働福祉事業団が独立行政法人労働者健康福祉機構に移行する平成16年4月1日を機に下記のとおり廃止及び移管することとしたので、通知します。

記

- 1 労災援護金（療養援護金及び生業援護金）について
平成16年4月1日より国に業務を移管する。
- 2 自動車購入資金貸付及び在宅介護住宅資金貸付について
平成16年4月1日をもって廃止する。
なお、既貸付に係る債権回収業務は独立行政法人労働者健康福祉機構が引き続き実施する。
- 3 労災年金担保資金貸付について
平成16年4月1日より独立行政法人福祉医療機構に業務を移管する。
なお、業務移管後の新規貸付及び既貸付に係る債権回収業務については、独立行政法人福祉医療機構において実施する。

基労発第0226002号

平成16年2月26日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部長

(公印省略)

援護業務の廃止等に係る今後の取扱いについて

労働福祉事業団の援護業務は、制度創設以来、多くの被災労働者に利用されてきたところであるが、先般の特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）において金融業務の見直しが行われたことを受け、労働福祉事業団が独立行政法人労働者健康福祉機構に移行する平成16年4月1日を機に下記のとおり廃止及び移管することとしているので、その取扱いにつき遺憾なきを期されたい。

記

- 1 労災援護金（療養援護金及び生業援護金）について
平成16年4月1日より国に業務を移管する。
- 2 自動車購入資金貸付及び在宅介護住宅資金貸付について
平成16年4月1日をもって廃止する。
(制度運用上の都合により平成15年12月末をもって新規申込の受付事務を停止)
- 3 労災年金担保資金貸付について
平成16年4月1日より独立行政法人福祉医療機構に業務を移管する。
なお、業務移管後の新規貸付については、独立行政法人福祉医療機構において実施する。